

令和2年度（2020年度）第2回越谷市総合教育会議

日 時 令和3年（2021年）2月12日（金）

14：00～15：25

会 場 越谷市役所本庁舎5階 第2委員会室

次 第

1 開 会

2 協議事項

（1）第3期越谷市教育振興基本計画（案）について

（2）多文化共生と教育について

3 閉 会

出 席 者

市 長 高 橋 努

教 育 長 吉 田 茂

教育長職務代理者 野 口 久 男

委 員 堀 川 智 子

委 員 荒 木 明 子

委 員 渡 辺 律 子

委 員 山 口 文 平

欠 席 者 な し

会議に出席した者の職氏名

【市民協働部】

市民活動支援課長 野 沢 豊  
市民活動支援課副課長 大 塚 善 太

【教育総務部】

教育総務部長 鈴 木 功  
副参事（兼）教育総務課長 渡 辺 真 浩  
生涯学習課長 木 村 和 明  
スポーツ振興課長 八木下 太

【学校教育部】

学校教育部長 岡 本 順  
副参事（兼）指導課長 佐々木 清  
学務課長 小野寺 秀 明  
教育センター所長 齋 藤 紀 義

【事務局】

市長公室政策担当部長 徳 沢 勝 久  
市長公室政策担当副部長（兼）政策課長 山 元 雄 二  
市長公室政策課主事 須 谷 美 雲

○司会 それでは、定刻となりましたので、これより令和2年度第2回越谷市総合教育会議を開会いたします。

私は、本日の進行を務めます、市長公室政策担当部長の徳沢でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、資料の確認をさせていただきます。まず、次第でございます。続きまして、出席者名簿、資料1-1第3期越谷市教育振興基本計画(案)、資料1-2基本計画の概要版、資料1-3基本計画素案に対するパブリックコメントの概要、最後に、資料2-1多文化共生と教育でございます。

資料の不足等はございませんでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○司会 それでは、初めに、総合教育会議の主宰者であります高橋市長からご挨拶を申し上げます。

○高橋市長 皆さま、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、令和2年度第2回越谷市総合教育会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本市の教育施策につきましては、本会議において教育委員の皆さまと協議を行い、そして連携を図りながら取り組んでまいりました。

本日の会議では、前回の会議でもご協議いただきました教育振興基本計画、さらに多文化共生と教育について協議をさせていただきます。

今後とも皆さまと意見交換等を行うことにより、よりよい教育環境を推進してまいりたいと考えておりますので、一層のご指導、ご協力をお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 続きまして、傍聴について確認をさせていただきます。

本日の総合教育会議につきまして、非公開とすべき事項はございませんので公開とし、傍聴につきましても可能としたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○司会 それでは、本日の会議は公開とし、傍聴を可能といたします。

本日、傍聴を希望される方はいらっしゃいますか。

○事務局 本日の傍聴希望者はいらっしゃいません。

○司会 いらっしゃらないということですが、この後、いらっしゃいましたら適宜誘導をいたします。

それでは、次第の2番目、協議事項に入らせていただきます。

まず、協議事項(1)「第3期越谷市教育振興基本計画(案)について」でございます。

初めに、資料に基づき教育委員会から説明をさせていただき、その後、協議をお願いいたします。それでは、説明をお願いいたします。

○渡辺教育総務課長 それでは、第3期越谷市教育振興基本計画（案）についてご説明させていただきます。

初めに、これまでの経過をご説明させていただきます。総合教育会議における協議につきましては、令和2年2月14日に開催いたしました令和元年度第2回総合教育会議において、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく「教育に関する大綱」に本計画を引き続き位置づけることについてご了承いただきました。

その後、市長部局を含めた関係課所や教育委員会会議等で協議を重ね、教育委員会が所管する各審議会等からも意見聴取を行いながら計画素案を策定するとともに、前回、令和2年11月17日に開催いたしました令和2年度第1回総合教育会議では、計画素案について市長及び教育委員の皆さまに、それぞれの視点からご協議いただいたところです。

また、10月14日から11月12日の30日間、計画素案についてパブリックコメントを実施し、3人の方から12件のご意見をいただきました。資料1―3は、その詳細となりますが、主に、分かりやすい表現への変更や記述内容の整理等についてご意見をいただきました。いただいたご意見につきましては、内容を精査し、一部を計画（案）に反映させていただいています。

本日お配りしております資料1―1計画（案）につきましては、パブリックコメントのご意見を踏まえるとともに、市長部局を含めた関係課所で再度協議を実施し、作成したものとなっています。

本計画（案）につきましては、本日の協議を経て、2月18日に開催いたします定例教育委員会会議に本計画の原案に係る議案を提出させていただきます。教育委員会で原案について決定後、令和2年度内の策定に向けて市長決裁の処理を取り、令和3年度から計画に基づき各施策を推進できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

本日は、本計画（案）について、最終的なご確認をお願いできればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、恐れ入りますが、資料1―2概要版をご覧いただきたいと存じます。表紙をめくっていただきますと、基本理念や基本計画の趣旨等を記載していますが、計画策定の趣旨や3つの視点、さらに3つの基本目標等の計画全体の構成につきましては、計画素案からの変更はございません。

複雑化、多様化している課題に対応し、教育行政を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定し、「生涯学習社会の実現をめざして」という基本理念の実現に向け、学校

教育、生涯学習、生涯スポーツの3つの分野において基本目標を掲げています。

学校教育分野の基本目標1では、6つの施策の方向と16の施策で体系化し、児童生徒が自ら夢や希望、目標を持って、自立して生きていくための基礎となる確かな学力、健康な心と体が育まれるよう、9年間を見通した教育の推進やICTを活用した教育の充実、一人ひとりの状況に応じた教育の支援等各施策に取り組んでまいります。

続きまして、基本目標2及び3が記載されております裏面をご覧くださいと存じます。生涯学習分野の基本目標2では、2つの施策の方向と6の施策で体系化し、あらゆる世代の学びの機会を充実し、誰もが生涯にわたって豊かに生きることができるよう、多様な学習機会の充実や電子書籍の導入、郷土資料館の在り方等の検討に取り組んでまいります。

生涯スポーツ分野の基本目標3では、2つの施策の方向と4の施策で体系化し、いつでも、どこでも、誰もが生涯にわたり、スポーツ・レクリエーション活動に親しみ、いきいきとした豊かな生活が送れるように、学習機会の充実やプロスポーツを観戦する機会の充実、第1・第2体育館の建替えに伴う新たな地域スポーツの拠点施設の整備等に取り組んでまいります。

第3期越谷市教育振興基本計画（案）についてのご説明は以上となります。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

- 司会 ただいま事務局から説明がありましたとおり、本日、ご協議をいただく本計画（案）の内容につきましては、昨年11月17日に開催をいたしました前回の総合教育会議におきましてご協議をいただいた内容からパブリックコメントの意見を受け、庁内でさらに検討し、修正を加えたものとなります。

本日、ご協議をいただいた後、2月18日の教育委員会会議において教育委員会としての最終的な協議が行われます。したがって、本計画（案）についての市長と教育委員会の協議については、本日が最後ということになりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、まず高橋市長、いかがでしょうか。

- 高橋市長 私の立場から申し上げたいこととしては、子どもたちの教育環境、条件をきちんと整備して、子どもたちがいきいきと勉強できる学び舎を整備することが大事であるということです。

教育長を先頭に、小中学校で働く先生方が方針に基づいて、元気に自信と誇りを持って教育に専念していただくということについて期待をしております。また、教育振興基本計画に基づいて子どもたちの教育をしっかりとお願いをしたいというのが私のいつも

願うところでございます。

具体的な内容については説明がありましたが、非常に教育は分野が広く、学校教育だけではなく社会教育もあります。特に今、高齢化が進んでいる中で高齢者の生きがい対策も教育の大きな部門であり、ますます重要になってまいりますので、社会教育についてもしっかりと取り組んでいていただきたいと思います。それには併せて施設の整備等も求められてまいります。皆さまのご意見をしっかりと受け止めながら、財政状況を踏まえ、優先的な取組みについて対策を講じていきたいと思っています。

私は、教育委員の皆さま、また教育委員会の職員が日常で直面しているたくさんの課題について、できるだけ率直にお話をお聞かせいただいて、順番にその要望にお応えするということが一番の任務であり、責務だと思っておりますので、ぜひ率直なご意見をこの協議の場を通してお聞かせをいただければ大変ありがたいと思います。総合的なお話になりましたが、よろしくお願ひします。

○司会 ありがとうございます。

ただいま高橋市長から教育分野は非常に広いが、本計画に基づいて、教育委員の皆さまとも十分協議を行いながら、教育環境の整備に努めていきたいという旨のご意見がございました。ありがとうございます。

次に、野口委員、いかがでしょうか。

○野口委員 前回も本計画につきましては、いろいろとお話はさせていただいたと思いますが、今回、パブリックコメントを経て事務局で真摯に取り組んでいただき、本計画(案)ができたということで、大変ありがたいと思っています。

また、そのパブリックコメントの内容を見ても、きちんと読み取って、趣旨をご理解いただいていると思えるご意見もございますので、一度公開して意見をいただくというのも非常に大事だなと思いました。

計画については、この形で進めていくということで良いと思っていますが、今後、予算面等で必要になってくるのではないかと考えていることとして、1つは教育相談です。本計画をつくっている段階では、新型コロナウイルス感染症の影響についてそれほどまだ色濃く出ていなかったと思いますが、新聞を見ると新型コロナウイルス感染症の影響で若者の自殺が増えているという話も出ておまして、心配しております。

本計画の中にも教育相談の項目があったと思いますが、教育相談体制の充実は今後さらに必要になってくると思っております。

例えば、19ページに来所相談件数の推移が令和元年度まで載っていますが、令和2年度、3年度と推移を見ていって、統計学に基づいて対応していったときに、どのくらい

増えていくのかを注視する必要があると考えています。

また、先日、大袋東小学校の体力向上の研究発表を見させていただきましたが、恐らく令和2年度1年間は、子どもたちの体育をする機会が減っていると思いますので、毎年行っている体力テストの結果等を十分精査して、取り組めるものについては、本計画に沿って充実させる必要がきっと出てくると思っています。

いずれにしても、新型コロナウイルス感染症の流行によって、子どもたちの心と体にもどのような影響が出てくるかということを見点をしながら、この計画を実施していく必要があると感じております。

私からは以上です。

○司会 ありがとうございます。

ただいま野口委員から、パブリックコメントの重要性と、それを受けての修正についてのご意見をいただきました。

それから、とりわけコロナ禍を受けて教育相談体制の充実の必要性、あるいは体力が落ちていないかということも心配されるため、各データの推移を十分注視していただきたい、こういったお話でございました。ご要望ということでもよろしいでしょうか。

○野口委員 はい。

○司会 ありがとうございます。

ほかに委員の皆さまからご意見等はございますか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○司会 それでは、協議事項（1）「第3期越谷市教育振興基本計画（案）について」は、本日の協議の内容を踏まえ進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○司会 ありがとうございます。

それでは、そのように進めさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、協議事項（2）「多文化共生と教育について」でございます。

初めに、市民活動支援課から説明をさせていただき、その後、協議をお願いいたします。それでは、説明をお願いいたします。

○野沢市民活動支援課長 市民活動支援課長の野沢でございます。本日はよろしくお願いたします。

資料の説明に入る前に、簡単に外国人の現状についてご説明をさせていただきたいと思っております。日本に在留、就労している外国人は、近年、増加傾向にあり、そうした中で平成31年4月に入管法の改正がございまして、国においても外国人材の受入れの拡大、

さらには共生ということできくかじを切ったところでございます。また、東京オリンピック・パラリンピックの開催が検討されていますが、開催された場合には、さらに外国人が増加すると予想しています。

本市におきましても、近年、毎年500人程度の外国人が増えている状況であり、2月1日現在では7,257人、85か国もの外国の方がいらっしゃる状況です。今後につきましても東京のベッドタウンという本市の地理的要因からも、外国人の増加が予想されます。

こうした状況の中、日本人も外国人も共に安心して暮らせるまちづくりを推進するため、令和2年3月に越谷市多文化共生推進プランを策定いたしました。本日は、この多文化共生推進プランに基づき、多文化共生と教育についてご説明をさせていただきたいと思っております。

説明につきましては、大塚副課長から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大塚市民活動支援課副課長 皆さま、改めましてこんにちは。市民活動支援課の大塚と申します。本日は、貴重なお時間をお借りして、多文化共生と教育をテーマにお話をさせていただきます。

それでは、早速ですが、まず多文化共生とは何かということからお話ししたいと思います。多文化共生とは、総務省による定義によりますと、国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこととされております。

本市では、先ほど課長からもお話をさせていただいたように、令和2年3月に越谷市多文化共生推進プランを策定し、「互いに違いを尊重し、多様性を育む多文化共生のまちづくり」を基本理念として、様々な施策、事業に取り組むこととしております。

そのような背景の下、本日は当課が実施する多文化共生事業についてご紹介するとともに、多文化共生社会の実現のため、特に教育分野に絞って取組の内容、現状や課題についてお話し、その後の協議につなげていただければと思っております。

では、お手元の資料2-1をご覧ください。下段のグラフは、越谷市の外国籍市民数の推移を表すグラフです。約35年前の昭和61年、1,000人を切っていた外国籍市民の人数は、おおむね増加し続けていることが読み取れると思っております。平成23年頃から一時期減少していますが、これは東日本大震災の影響によるものと考えられます。そして近年は、さらに急速に増加しており、令和元年12月には7,000人を超えました。最近では、毎年500人ずつ増加しており、この5年間で約2,500人増加しました。そして、本市の総人口に占める外国籍市民の割合も2%を超えました。



令和2年12月1日現在の本市に居住する外国籍市民数は7,154人、直近の2月1日には7,257人となりました。国では、日本の人口減少、特に15歳から65歳までの生産年齢人口の減少が進むことを受け、平成31年に出入国管理法を改正し、新たに34万5,000人の外国人労働者を受け入れることとするとともに、外国人材の受入れ、共生のための総合的対応策を定め、外国人の受入れ環境整備を進めることとしております。このような背景を踏まえると、首都近郊のベッドタウンである本市の外国籍市民数の増加傾向は当面続くと考えられます。

次に、資料2ページ、上段をご覧ください。これは令和2年7月1日現在の本市の外国籍市民の地区別の居住状況を示すものです。各地区の数字は、地区の外国人市民数と、それぞれの地区の人口に占める割合です。南越谷地区、北越谷地区、レイクタウンを含む大相模地区等に外国籍市民が多く居住しています。ですが、集中的に居住しているとは言いえず、市街地を中心に全市に散在している特徴があります。

次に、同じページの下段をご覧ください。このグラフは令和2年12月1日現在の国籍別外国籍市民数を表しています。本市には85の国や地域出身の外国籍市民が暮らしています。国籍別では1位が中国出身の方々、2位フィリピン、3位ベトナム、4位韓国となっており、上位4か国が日本全体の国籍別外国人数の順位とほぼ同じとなっております。

ちなみに、直近の2月1日現在で国籍別の順位が入れ替わっており、2位がベトナム、3位がフィリピンとなっております。

また、本市の特徴としては、バングラデシュやパキスタンが上位に位置し、両国合わせて約400人となっております。これらの国は国民の多くがイスラム教を信仰する国であり、イスラム教のモスクが大間野町にあることも居住者が増えている一因かもしれません。

では次に、3ページ上段をご覧ください。このグラフは令和2年12月1日現在の本市の在留資格別外国籍市民数を表しています。永住者が最も多くなっております。この永住者の資格は、原則として10年以上日本国内に適法に、経済的にも自立して、法的義務を果たして居住する等一定の要件を満たすことで取得でき、この資格を取得すると自由に就労でき、在留資格、在留期間にも定めがありません。

例えば、技能実習生は、更新をすることにより最大5年間在留することができます。その後、さらに希望すれば特定技能1号、2号へと変更し、さらに最大5年間在留できます。これで合計10年となり、永住資格を申請することができるようになります。つまりもはや外国人は、いずれそれぞれの国に帰る人々ではなく、長期にわたって居住する市民として捉える必要があると言えます。

次に、同じページの下段をご覧ください。これは本市の外国籍市民と本市の総人口の年齢分布を比較したものです。本市の市民の高齢化が進む一方、外国籍市民の高齢化率はわずか4%となっており、20代から30代の若い世代が多く、まさにこれから結婚、子育て期を迎えると考えられます。

以上のように本市における外国籍市民の状況を見てまいりましたが、ここで特徴をまとめると、外国籍市民は増加傾向にあり、この傾向は続くと考えられます。本市には地区により多少の違いはあるものの、外国籍市民が集中して居住する地区はなく、全市に散在していること。国籍別では日本全体の分布と大体同様であるが、イスラム圏の国の人々が多いという特徴があること。永住者が多く、定住化の傾向が見られ、年齢的には若い世代が多いという特徴があります。

では次に、学齢期の外国籍市民数を見てみます。資料4ページ、上段をご覧ください。このグラフは、各年4月1日現在の6歳から14歳までの外国籍市民数の推移を示すものです。4月1日生まれの扱い等学齢期の児童生徒とは完全には一致しないと思いますが、大体の学齢期にある外国人の子どもたちが右肩上がり増加していることが読み取れると思います。この5年間で1.6倍になっています。このような外国人の子どもたちの状況を踏まえ、当課で取り組んでいる教育分野の事業を2つご紹介いたします。

まず初めに、多文化共生推進講座です。同じページの下段をご覧ください。多文化共生推進講座は、本市にボランティア登録する外国に文化的ルーツを持つ方々を多文化共生推進員として小学校等に派遣し、自国の文化や習慣等について紹介する講座を開催するものです。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、現時点で弥栄小1校での実施となっています。

令和元年度は、そこにあるように小学校4校に派遣し、中国、ブラジル、タイ、韓国の文化を写真や動画を用いて紹介していただきました。

次のページの上段にあるように、講座修了後には子どもたちからお礼のお手紙を頂く等、小学生のうちから異文化に触れることで、将来の越谷市の多文化共生社会の実現に寄与していくものと考えております。この事業は今後も継続的に実施してまいりたいと考えておりますので、派遣を希望する学校は当課までご連絡いただければと思います。

次に、資料5ページ、下段をご覧ください。次に紹介する事業は、外国人児童生徒等教育研修です。この取組は、越谷市立小中学校に在籍する先生方、日本語指導員等に対して、外国人児童生徒等の受入れに際し、本市における受入れ体制の整備を図るため、指導上の留意点や設定すべき教育目標、具体的な指導計画等についての研修を実施するものです。

令和元年度は、夏季集中研修の希望研修の一つとして実施し、現場で外国人児童生徒の指導に直接関わる先生方や日本語指導員計9名に参加いただきました。この研修も令和2年度は残念ながら実施できませんでしたが、外国人児童生徒がどのような課題を抱えているのか、またどのように受け入れていけばいいかについて考えるととても貴重な研修となっており、今後、実施する際には、ぜひ多くの先生方に参加いただきたいと思いますと考えております。

次に、資料6ページ、上段をお開きください。これは越谷市多文化共生推進プランを策定する際に行った外国人市民アンケートにおける回答です。子どもの教育について困っていることや心配事についての問いに対し、特にはないとの回答が最も多くなっている一方で、日本の教育の仕組みが分からない、学校や先生との連絡がうまくできない、日本語を十分に理解できないとする回答も多くなっており、子どもの教育について保護者が学校とのコミュニケーションに課題を抱えていることが分かります。

このような状況を踏まえ、外国人児童生徒を取り巻く課題の一つであるコミュニケーションについて見ていきます。同じページの下段をご覧ください。

まず、児童生徒等とのコミュニケーションです。ここで日本語指導が必要な児童生徒の定義について整理します。日本語指導が必要な児童生徒とは、日本語で日常会話が十分にできない児童生徒及び日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒を指すこととされています。この基準が曖昧なため、学習活動への参加に支障が生じていても、その原因が日本語力の不足によるものなのかどうかの判断が難しいと思われま

す。そして、もう一つ課題となるのは、保護者とのコミュニケーションであると考えられます。両親とも日本語が十分に理解できない場合、就学の準備から書類の作成等学校の保護者の間で意思の疎通が図れず、当課から国際交流員を通訳として派遣したこともあります。また、外国との教育制度の違いや配布物についての説明等、現場の先生方がご苦労されていると伺っております。

これらを乗り越え、学校生活が軌道に乗ると、次に課題となるのは義務教育後の進路ということになります。7ページ上段をご覧ください。日本語指導の専門家が指摘するところによると、生活言語としての日本語は入国後半年程度で身につくが、学習言語としての日本語の習得には6年ほどかかるといいます。つまり先ほどの日本語指導が必要な児童生徒の定義のうち、「学年相当の学習言語が不足し」とあるように、日本語には生活のための生活言語と勉強の際のみ使われる学習言語の2つの側面があり、このうち学習言語としての日本語は自然習得が困難で、特別な教育がないと身につけることが難し

いという特徴があると指摘されています。

また、生活言語としての日本語が身につくと、表面上、日本語に不自由しているようには見えません。このため、学習言語としての日本語が身につかないまま見過ごされることもあるようです。さらに、教育制度の違いも影響します。

小中学校に留年がある国は世界中にたくさんあり、日本のように小中学校に留年がほとんどない国はむしろ少数派です。そのようなことから、保護者も進級できているので問題ないと勘違いしてしまいがちで、対策が取れず、結果として高校進学等の希望する進路へ進むことが難しくなることが指摘されています。

その一方で、外国人児童生徒は教育次第でバイリンガルのグローバル人材になる可能性を秘めており、日本を好きになり、長く住んでもらうためにも教育の果たす役割はとても重要です。

では最後に、少し視点を変えて、今後大きな課題になるとと思われる文化的な相違への対応についてお話しします。資料7ページ、下段をご覧ください。先ほども少し触れたように、本市には85の国や地域出身の外国籍市民が暮らしています。つまり本市には、既に多様な国や地域から様々な文化的背景を持ち、様々な宗教を信仰する人々が暮らしていると言えます。

例えば、本市にもモスクがあるイスラム教を例にとると、イスラム教を信仰する人々は豚肉を食べず、ほかの肉についても特別な処理がされたものしか食べられません。また、飲酒も禁止されているため、場合によっては日本酒が入っているしょうゆを使った料理も食べることができません。さらに、服装は男女とも肌の露出を少なくすることが求められ、宗派にもよりますが、女性は顔と手以外隠さなければなりません。また、1日に5回の礼拝を義務づけられたり、断食の習慣がある等様々な規律があります。

イスラム教に限らず文化的違いや多様性について、例えば制服や給食、その他の校則等についてどのように配慮するかが課題となってくると考えられます。

以上のように本市の多文化共生を推進するに当たり、教育分野の課題を解決することは、今後、本市が多文化共生社会を実現するため、非常に重要なものとなると考えます。市民活動支援課としても教育委員会や各小中学校と連携し、様々な取組を進めてまいりたいと考えておりますので、多文化共生推進員の派遣、配布物の多言語化や通訳の派遣等、支援が必要な場合は、ぜひご相談いただければと思います。

○司会 ただいま市長部局の市民活動支援課から、多文化共生と教育について説明がございました。

この件について教育委員会事務局から、まず学校教育について補足をお願いしたいと

思います。よろしく申し上げます。

○小野寺学務課長 学務課長の小野寺でございます。よろしくお願いいたします。

学務課からは、市内小中学校の外国人児童生徒の就学状況及びその支援についてご説明いたします。

外国人児童生徒の就学状況でございますが、平成27年度は174名であったのに対し、令和2年度は362名という状況でございます。5年間でおよそ2倍に増加しております。今後も外国人児童生徒数が増加することが予想され、特に日本語を母語としない外国人児童生徒を対象に、学校生活における日本語の支援、そして適応支援を行い、小中学校に円滑に適応できるようにすることが重要となります。

そこで、越谷市国際交流協会と協定を締結し、日本語指導員を必要としている市内小中学校に派遣をしております。日本語指導を受けている児童生徒数は、令和3年2月8日現在、延べ71名です。令和2年度は17名の日本語指導員が原則週1回、2時間程度指導しております。さらに、授業や学校生活における日本語の支援や適応支援としまして、特別支援教育支援員を市内小中学校に62名配置しています。

学務課からは以上でございます。

○佐々木指導課長 指導課の視点から多文化共生について説明をさせていただきます。

国際理解教育、外国人児童生徒の人権、児童生徒や保護者との意思の疎通、日本語を母語としない児童生徒の日本語の教育の大きく4つの分野があると考えております。

国際理解教育につきましては、先ほど市民活動支援課の資料において多文化共生推進講座の説明がありましたが、例えば総合的な学習の時間等の中で様々な国の方々をお招きして、それらの方々と交流をしたり、それらの国の文化について調べることで国際理解教育を深める。また、社会科の中では、小学校6年生の授業で様々な国のことについて調べる学習も行っております。

それから、人権教育については、もちろん外国人児童生徒のみならず最重要課題の一つとして取り組んでいますが、外国人児童生徒の人権については、各学校の教育活動への位置づけをお願いした取組を推進しております。具体的な取組としては、例えば、道徳の授業で「ウェルカム外国人の人権」等の授業を行っています。

また、児童生徒や保護者との意思の疎通の取組としては、宗教上の配慮について、保護者とよく話し合い、緊密な連携で取り組んでおります。具体的に申し上げますと、イスラム圏の児童生徒の受入れにおいては、礼拝、女子の体育着や水着、給食が食べられない等の課題があります。また、日本語が理解できない児童生徒へは、実際に教職員が身振り手振りで伝えたり、英語が分かる場合には英語で伝えたり、また保護者への対応

については教師が英訳してお手紙を作成してお渡しをしたり、英語が分からない場合には市民活動支援課と連携し、必要に応じて翻訳等を行っております。

日本語指導員の制度については、受入れ後の初期段階に、学校の生活に慣れるまでの日本語の指導、主に生活に慣れるための制度設計となっております。その後に必要な、学習における様々な日本語指導について系統的、継続的に行う制度は、今のところは持っておりません。今後は国の進めるJSL対話型アセスメントDLAや、それを活用した日本語指導制度を検討しながら、国の動向を注視し対策を進めていく必要が出てくると考えております。

○司会 ありがとうございます。

多文化共生と学校教育について、学務課、指導課からそれぞれご説明をいただきました。

続きまして、この件について生涯学習について補足をお願いいたします。

○木村生涯学習課長 それでは、生涯学習における多文化共生の取組について補足をさせていただきます。

生涯学習においては、まず人権教育に関する取組を行っております。人権教育では、外国人を含む全ての人の基本的人権が尊重され、差別や偏見のない明るい社会を目指して、講演会や学習講座を通じた取組を続けています。

まず、関係団体との共催によって開催している人権同和問題講演会においては、講演会のテーマまたは講演会内の映画視聴で外国人の人権をテーマとして取り上げ、さらに公民館の人権学習講座においても、指導者養成研修事業等、外国人の人権を含めた内容の講座を開催しています。

さらに、広報こしがやお知らせ版に、人権意識の高揚を図るための記事「人権それは愛」を、年に4回掲載しています。最近では、令和元年8月号に「外国人の人権 多文化共生社会の実現に向けて」というタイトルで啓発記事を掲載しました。

また、生涯学習の事業につきましては、参加体験型の事業として生涯学習フェスティバルを実施していますが、直近では平成29年度に国際交流協会にご協力をいただき、異文化交流をテーマにした事業を組み入れて実施しました。国際交流に関する展示のほか、世界各国の挨拶を各国の言語で学ぶ展示、おはなしサロンスペース等、外国人への理解促進が図られるよう取り組んだ事業でございます。

また、公民館におきましては、外国の文化を学ぶ様々な講座も実施しています。そのうちの一つを紹介させていただきますと、荻島公民館において日本文化体験講座というものを行っております。荻島地区内には文教大学がございますが、文教大学の留学生を

はじめ市内在住の外国人を対象に、日本文化の理解促進のため、日本文化の代表的なものである着物の着つけや茶道を体験していただく事業です。日頃、荻島公民館で活動いただいている団体の方に、指導者、講師をお務めいただき、文化についての相互理解と、地域住民との交流を図っています。

以上のような事業が生涯学習の分野での取組として行っている主なものでございます。

○司会 ありがとうございます。

多文化共生と教育について、市長部局、さらには教育委員会事務局からそれぞれ説明がございました。

この件につきまして、まず高橋市長、いかがでしょうか。

○高橋市長 外国籍市民については人数が増えているということですので、しっかりと受け入れられるよう取り組んでいただきたいと思います。

子どもたちの教育については、外国人だけではなく障がい者の教育等、様々な課題があります。これらの課題についても人権を尊重して対応していくようお願いしたいと思います。

また、このような取組について、現在、必要な事、求められている事を精査しながら充実・強化をお願いしたいと思います。

○司会 ありがとうございます。

次に、各教育委員からご意見等をお伺いしたいと思います。

まず、野口委員、いかがでしょうか。

○野口委員 ご説明ありがとうございます。

非常にまとまっていて、分かりやすい資料とご説明でありがたいと思いました。特に令和2年3月に多文化共生プランを作成されたということですが、これは学校のほうには伝えてありますか。

○大塚市民活動支援課副課長 学校には配っていません。

○野口委員 本日の資料等も学校に配っていただいて、越谷市の現状をよく知っていただくことが大事であると思います。特に外国籍市民数の推移を見ますと、東日本大震災に一度減っていますが、また急に増加していますので、こういった現状を学校にもぜひ情報提供していただくと良いと思いました。

国籍別、在留資格別、年齢別の外国籍市民数や高齢化率について、現状を知るために大変分かりやすい資料になっており、私自身も大変勉強になりました。

また、学校では、人権教育の充実によって人権意識を高めることは、ずっとやってきておりますし、以前から給食のこともよく話題になっていて、食べられないものについ

て対応している学校の話は私が学校に勤めているときもございましたので、学校としてはある程度ノウハウはできていると思います。しかし、資料にある現状を見ると、これからも外国籍市民が増える可能性があるので、ぜひ学校にも情報提供していただくと良いと思いました。

私が学校にいたときには、日本語指導員の指導を週1回、2時間程度やっていただけだったので非常に助かったという記憶がございます。外国人で日本語が分からないお子さんが入ってくるという情報があると、学校の中でも担任は誰にするか等、いろいろと話題になりますが、そのときに教育委員会から日本語指導員の方に来ていただいて教えていただくと大変ありがたかったです。

また、日本語指導員の取組については、外国人のお子さんにとっては1対1で週に2時間は自分が独占できるといった喜びがあるのではと感じました。言葉を教えてもらうことに加え、週に1回でも自分の話を聞いてくれる大人がいるということで、すごく楽しそうな様子がよく分かりました。教室に行くと、どうしても三十数人のうちの一人になるのですが、1対1で2時間独り占めできることは、非常にうれしいのだろうと思います。

傾向からすると、小さいお子さんのほうが早く日本語を覚え、生活言語については割合と早く習得できますので、先ほどお話がありましたように保護者の方との意思疎通のほうが大変です。子どもの日本語が上達し、保護者の方に通訳的に伝えていく場面は何年かいると多くなるのですが、どこに連絡すれば保護者との意思疎通が図れるようになるかというツールや窓口を知っていることが、学校にとって安心感につながると思います。多文化共生推進プランをアピールしていただくと、それが学校にとって安心感につながると思いました。

○司会 ありがとうございます。

ただいま、野口委員からは、学校現場でのご経験を踏まえまして、とりわけ日本語指導員が非常に有効であったお話、さらには、市民活動支援課から説明がありました本市の多文化共生推進プランの学校への周知についてご意見をいただきましたが、周知についてはいかがでしょうか。

○野沢市民活動支援課長 現状、学務課、指導課には既に配付をさせていただいていますが、各学校にも速やかに配付をする等、対応してまいりたいと考えております。

○司会 野口委員、よろしいですか。

○野口委員 はい、お願いします。

○司会 では、そのように対応させていただきますので、よろしく願いいたします。



続きまして、堀川委員、いかがでしょうか。

○堀川委員 大変丁寧なご説明ありがとうございました。越谷市の現在の状況がよく分かり、参考になりました。

最近、たまたま見たドキュメンタリーやドラマでも多文化共生、国際理解というテーマがよく目につくと感じています。その中で日本に住んでいて課題を抱えている方々のお話も目にしまして、難しさを感じました。ますます学校現場や公民館等における人権教育が重要になってくるのではないかと感じております。

また、文科省で外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チームが2019年にできており、そちらをざっと読みはしたのですが、やはり日本語指導がこれから必要になってくる、日本語指導員の増員やシステム、体系をきちんとつくって、多言語文化に対応していくことが必要になると思いました。

また、ICTの活用も今後必要なのではと思いました。

さらに、文科省によると、外国人の子どもたちの就学義務が課されておらず、あくまで本人、保護者の希望で学校に来ており、実態がはっきりとは分かっていないようですが、越谷市の状況としては学校に通っていないお子さんも結構いるのか、分かる範囲で良いので、教えていただきたいと思えます。

○小野寺学務課長 学務課からお答えいたします。

ご意見のとおり、外国人の子どもの就学については義務ではないのですが、市民課に住民登録があった際に、学務課において就学に関するご案内をしている状況です。その中で就学される方と、そうではない選択をされる方が実際のところいらっしゃる状況はあります。

○堀川委員 ありがとうございます。

分かりました。学校現場で担任の先生も大変ご苦労されているのではないかと思います。地域においても何かお手伝いできることがあって、越谷に住んでよかったと幸福感を得られる方が増えるといいなと感じております。

○司会 ありがとうございます。

堀川委員からは、文科省で教育推進検討チームが立ち上げられていて、そもそも外国人の方たちに就学義務が課されていないということ、これに対する越谷市での対応についてご意見がございました。ありがとうございました。

続きまして、荒木委員、いかがでしょうか。

○荒木委員 大変分かりやすいご説明ありがとうございました。

こうした外国籍市民の人数や推移、取組、課題等の調査は大切だと思いますので、し

っかりやっていたいただいてありがたいと思いました。

私が中学生のとき、当時はまだ例が少なかったと思いますが、担任が英語の先生でしたので、外国で暮らしていた、日本語があまり流暢でない生徒が転校してきたことがありました。積極的に話しかけていろいろ教えてもらったり、お話ししたりした記憶がございます。積極的に話しかけることで仲間になれたと思いますし、自分たちの慣習や文化を一方的に押しつけるのではなく、多様性を受け入れる雰囲気先生方につくっていただけたことがよかったのではと思っています。

北越谷小学校の外国人の人権についての取組として、宗教上の配慮事項が多いため、クラスの児童たちに、なぜ別の対応をするのかを宗教上のお約束として説明してきた。そのため、宗教上の配慮に対して、児童たちは自然に受け入れている状況であるということがありましたが、先生の説明によって子どもたちが自然に受け入れる状況は理想的だと感じました。学校の先生方もいろいろとご苦労されていると思いますが、その国の生活やよさを語ってもらう、発表してもらう機会を設けることで、その生徒が自信を持ったり、ほかの生徒も日本の文化を見詰めるきっかけになったりすると思いますので、発表等の機会を設けるのもよいのではないかと思います。

また、日常会話はできるようになっても、学習言語としての日本語の習得は難しいということはよく言われますので、先ほどご説明いただいたとおり、学習活動であるとか進路について課題があると思います。既にそういった経験をされて日本語を習得されている方々がいらっしゃると思いますし、また今後、増えていくと思われまので、そういった方々から当時の困難をよく聞いたり、またボランティア等で指導者として力を貸していただいたりして、現在、困難を抱えている児童生徒に寄り添って支えていただくとよいと思いました。

保護者とのコミュニケーションにおいても、そういった方々の支えがあればありがたいと思います。また、学校等の教育機関側も情報を分かりやすく伝えるように努めることが必要であると思います。

また、外国人児童生徒等教育研修ですが、今後、より多くの方に参加していただきたいと感じました。

生涯学習分野における観点から、多文化共生推進講座がありましたが、ぜひ多文化共生推進員として自国の生活や文化等を紹介していただく活動を続けていただけたら良いと思います。

また、いきいきと日々を過ごしていただくために、教育委員会では、生涯学習分野における様々な取組の情報を引き続き提供していくとよいと思います。例えば、私も第1

回目から出演しております、越谷市を芸術で元気にしたいという思いで生まれた市民を対象とした無料のコンサートがあるのですが、そのチラシをお渡しして、足をお運びいただければよいのではと感じました。やはり私たち市民が、多様性を受け入れることや、価値観の異なる人々と共に生きることへの意識を持つことがとても大切だと思います。

○司会 ありがとうございます。

ただいま荒木委員から、中学生時代のご自身のお話を例に、押しつけではなくて、多様性を受け入れる雰囲気や環境づくりが学校現場でも大事なのではないかと、さらには日常言語から学習言語のハードルが非常に高いので、ボランティア等を活用してもよいのではないかとのご意見でした。さらに、資料にございますとおり、研修あるいは講座の取組について継続・拡充を視野に推し進めていってはどうかというご意見がありましたので、ご要望として承らせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、渡辺委員、いかがでしょうか。

○渡辺委員 外国籍市民の推移等、貴重なお話をありがとうございます。

外国籍市民の子どもたちが大幅に増えていることに対して、学校が多文化共生推進講座等の取組を行っていることは、さすが学校現場だなと思いました。

そして、外国籍市民を取り巻く課題については、保護者と子どもの立場によって違いがあるのではないかと思います。改めて学校現場の先生方に理解してもらう必要があると感じております。

また、児童生徒、保護者とのコミュニケーションについて、全面的に現場の先生方に任せてしまうことは本当に難しいと思います。学校の先生は自分のクラスの業務のほかには校務も行っており、お手紙を英語に翻訳して渡すことや、英語ができる先生が通訳に入ることについては困難であると個人的には思います。

課題に対する対応について、各学校、越谷スタンダードというような、体系づけを行い取り組んでいただきたいと思います。やはり現場の先生に任せるのはちょっと難しいのではないかと個人的には考えております。

そして、様々な文化の違いがあるため、食事、服装、習慣の課題があり対応が難しいということは分かりますが、初めにお話があったように、多文化共生というのは、そもそもはお互いの違いを認めて、それを尊重して、そして共に生きていくことです。そのため、学校ではできないがどうしたらできるかという方向で動いてくださっていると思いますが、対等という視点で様々な政策をやっていかないといけないのではないのかと思います。最終的には、外国籍市民の方も越谷市を支える、市民として受け入れるという対象になっていくのであれば、なおさら課題に対する対応についてももう少しスムーズ

に、そして体系的にやっていただければと思います。

荒木委員からもありましたが、外国人児童生徒等教育研修について、希望研修という扱いでいいのでしょうか。やはり選択の研修ですと、非常に困っている先生や関心のある先生しかいっしょらないのではないのかと感じます。今はオンラインでも研修ができると思うので、各学校の校長や管理職の方等多くの方に参加してもらう必要があるのではないのかと思いました。

子どもが一番困っている、子どもがこれから日本で暮らしていくのに困ることは、学習言語だと思いますが、これも学校教育において担うのかというと、少し難しいと思います。学校はカリキュラムを進めることが精いっぱい、そこにどうやって言語の学習を入れていくかという問題があります。そういった問題よりも、学習言語を習得することそのものは本当に大切なことだと思いますし、この子たちが今後、高校に行くとか、就職をするとか、日本で一生暮らしていく上で大切なことだと思います。特に進学のとときに言語が分からないことが理由で高校に行けなかったとか、定時制になってしまったとか、そういうことがないように、解決していかなければいけない、大切なことだと感じました。

○司会 ありがとうございます。

渡辺委員からは、多文化共生については、子どもの課題、それからもう一つ保護者の課題という、2つの焦点に関し、この課題に対して現場の教員の方だけで対応するには限界があって、体系立てて何らかの仕組みを整える等の仕組みが必要なのではないかというご意見がありました。

さらには、教育の研修の在り方について、オンラインを使った方法も考えられるというお話もございました。さらには、特に学習言語において非常に大きな課題があり、中学校卒業後の進路についてもこれからきちんと考えなければならないというご提案をいただきました。これはご提案というか、ご提言として承らせていただきます。大変ありがとうございました。

それでは、山口委員、いかがでしょうか。よろしくをお願いします。

○山口委員 各委員の皆さまが大体大事なことはお話しされたと思いますが、少し違った視点から考えたいなと思いました。外国の方を受け入れた学級があったとして、受け入れられる側の困難、また、生徒の中で外国の方とどうコミュニケーションを取ったらいかが分からなくて、それがストレスになったり、そのことが悪いことや偏見等に結びついてしまうということは非常によくないと思います。逆にそこでよいコミュニケーションが取れた場合に、一生の友達を得たり、外国人の友達を持つことができたという、そ

の人、その生徒にとっても非常にいい面もあると思うのです。

なので、外国人の方が入ってこられた学級の生徒に対する十分なケアや、ストレスを感じていることがあれば、それに対して対応してあげるといった視点は必要なのではと感じました。

○司会 ありがとうございます。

ただいま山口委員からは、外国人の受入れによって偏見につながってしまうこともあるので、受け入れた側に対するケアも非常に大事なのではないかとのご意見がございました。大変ありがとうございました。

最後に、吉田教育長、いかがでしょうか。

○吉田教育長 多文化共生推進プラン自体は学校に配布していないようですが、多文化共生推進講座や外国人児童生徒教育研修であれば教育委員会の課題として周知していると思います。

今回は教育について取り上げていただけていますが、例えば先ほど指摘のあった中学校卒業後の進路で、いわゆる生活言語と学習言語の違いについては、進路に影響を及ぼすということですが、昔から外国人労働者が多い地域において不登校の数が増えており、このことには生活言語と学習言語の違いが起因しているのだらうと思います。

そうすると、企業側の企業内研修のようなものをしっかりやっていただく必要がありますが、大きな企業はできても、小さな企業は難しいと思います。そこで、行政における手だてについても考えていかなければいけないと思いました。

市民活動支援課において、学校以外も含めた多文化共生について、今後、こういった取組を進めていこうとしているのか具体的にあれば、市に入ってくる外国人に対して「越谷市はこういう取組をしています。安心して暮らせるまちです。」というアピールをしていくべきだと思います。今後の取組について参考までに教えていただけますか。

○野沢市民活動支援課長 多文化共生施策の今後の取組ということですが、先ほど、まず日本語指導の関係で、本来であれば企業のほうでしっかり研修をして、そして地域に出していただくというのが前提条件ではありますが、それがなかなかできていない中小企業もございます。

そういった中で、現在、市内に6か所ほど日本語教室があり、ボランティアで市民の皆さまにご協力をいただいております。その中で児童生徒から就労に至るまでの外国人の方に対して、一から日本語を教える機会を提供させていただいているという状況でございます。そういった団体と我々が連携、協力をしながら、今後も日本語学習機会の提

供をしていくというところでございます。

そして、最後に多文化共生推進ということでございますが、現在、国際交流協会がございまして、同協会と連携を図りながら、しっかりとした対応をさまざまな分野においても実施していきたいと思っております。

さらには、外国人の活動拠点となるような場所をしっかりと構築いたしまして、そこで外国人の相談、活動等、全て支援できるような仕組みづくりを今後、越谷市として取り組んでいきたいと考えています。

○吉田教育長 構想ははっきりしているようなので、ぜひPRを行い、入ってくる外国人の皆さまを安心させてください。大変ありがとうございました。

○司会 ただいま吉田教育長のほうから、市全体の取組についてお話がありました。この点につきまして、他にご意見等がございましたらお願いしたいと思っております。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○司会 ありがとうございます。

それでは、協議事項の(2)「多文化共生と教育について」は、以上とさせていただきます。

最後に、本日の会議全体を通しまして皆さまから何かございますか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○司会 それでは、以上で本日の協議事項は全て終了いたしました。

なお、本日の議事録につきましては、法律の規定によりまして市ホームページで公表をさせていただきます。

以上をもちまして、本日の総合教育会議を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。お疲れさまでした。